会議・打合せ・視察顛末書

							記 録 者	松田　麻紀子	
決裁	市　長	副市長	教育長	部　長	次　長	課　長	課長補佐	主　査 係　長	グループ員

件　　名	令和６年第５回龍ケ崎市教育委員会定例会
年　月　日	令和６年５月２２日（水）午後２時００分～午後２時３１分
場　　所	龍ケ崎市役所附属棟１階第１会議室
出 席 委 員	大古輝夫教育長、根本勇一教育長職務代理者、山﨑麻里委員、膳法亜沙子委員
欠 席 委 員	野中浩委員
傍　聴　者	２名
出　席　者	教育部長　中村　兼次 教育委員会事務局次長　大堀　敏雄 教育総務課長　名島　正博 文化・生涯学習課長　松崎　竜弥 指導課長　千葉　幸子 学校給食センター所長　岩井　務 教育総務課長補佐　海老原　弘一 教育総務課長補佐　助川　由紀子 教育総務課係長　松田　麻紀子
議 事 日 程	１　開会 ２　前回会議録の承認 ３　教育長報告 ４　議　事 議案第１号　龍ケ崎市学区審議会への諮問について 議案第２号　龍ケ崎市文化財保護審議会委員の任用について 議案第３号　龍ケ崎市地域クラブ活動ガイドラインについて ５　報告事項 （１）「ラーケーション」について ６　閉会
教　育　長	（１）開会 委員の皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、２名の方から申出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。 本日の議事は、議案３件の審議が予定されておりますが、公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、本日の会議については、公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。 （傍聴者入場）

教　育　長	傍聴される方にお願いを申し上げます。傍聴に際しましては、教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中は御静粛にお願いします。 本日の会議は、野中委員が欠席されていますが、定足数に達しておりますので、令和６年第５回龍ケ崎市教育委員会定例会を開会いたします。
	（２）前回会議録の承認
教　育　長	はじめに、４月に開催した定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、会議録については、原案のとおり承認いたします。
	（３）教育長報告
教　育　長	続きまして、教育長報告をさせていただきます。 （教職特別研修会開校式、教員評価校長面談、学校事務共同実施協議会、第４回大宮小学校・龍ケ崎小学校統合準備会、第１回（仮称）長山中学校区義務教育学校開校準備会、第１回部活動の地域移行検討会議、第１５回龍ケ崎市「文化の祭典」、第１回馴柴小学校運営協議会、子育てふれあいセミナー第１回全体研修会、令和６年度第１回龍ケ崎市新規採用教員（初任者）研修、龍ケ崎市教科指導委員会、「いばっぺごはんの日」給食の提供、前教育長職務代理者　斎藤勝先生が春の叙勲で瑞宝双光章を受章） 私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いいたします。
根 本 委 員	５月１０日に行われた第１回部活動の地域移行検討会議についてですが、どういったメンバーが参加されたのか、ざっとで良いので教えていただければと思います。
文化・生涯学習課長	教育長、教育部長、次長、関係課から教育総務課長、指導課長、スポーツ推進課長、そして文化・生涯学習課長の私が参加しました。
根 本 委 員	庁内の集まりということですね。
教　育　長	今回は第１回ということで、庁内のみとなりました。その他になにか御質問等ありますでしょうか。
全　委　員	特になし。
	（４）議案第１号　龍ケ崎市学区審議会への諮問について
教　育　長	それでは議事に入ります。議案第１号「龍ケ崎市学区審議会への諮問について」事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　議案第１号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第１号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
教　育　長	改めて、大宮小学校区は広いと思いますね。御意見等ありませんか。
全　委　員	特になし。

教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第１号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第１号については、原案のとおり可決されました。
	（５）議案第２号　龍ケ崎市文化財保護審議会委員の任用について
教　育　長	続いて、議案第２号「龍ケ崎市文化財保護審議会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。
	（文化・生涯学習課長　議案第２号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第２号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第２号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第２号については、原案のとおり可決されました。
	（６）議案第３号　龍ケ崎市地域クラブ活動ガイドラインについて
教　育　長	続いて、議案第３号「龍ケ崎市地域クラブ活動ガイドラインについて」事務局から説明をお願いします。
	（文化・生涯学習課長　議案第３号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第３号について説明がありましたが、これについては前回の教育委員会定例会において質問された内容を加除、訂正したものとなっております。御質問等がございましたら、お願いいたします。
膳 法 委 員	たくさん反映していただき、ありがとうございます。ＷＢＧＴ３１以上とありますが、子供たちは２５以上から危ないと言われているので、書かないにしても現場では意識が必要なのかなということをコメントしたいと思います。
教　育　長	その他にいかがでしょうか。
教　育　長	別の会議でも出てましたけれども３５とかいってしまうと死者が出てしまいますからね。
膳 法 委 員	３１でも死者は出てしまいます。
教　育　長	日本で一番高い指数が出たのは３４．９で、その時には５９人も死者が出たみたいですからね。
教 育 部 長	オーストラリアと言ってましたよ。
教　育　長	あれは日本じゃなくてオーストラリアの話なんですね。

膳法委員	恐らく日本では、それは起きないですね。
教育長	指数としては３３と言いますけれど、３３を超えたのは昨年度、龍ケ崎市では年間１２回ですね。
膳法委員	基本的に３１を超えてやっていたら、何かが起きた時に必ず苦情というか、日本全体の問題となってきますからね。
教育長	学校でも毎日測っていて中間休み、昼休みに外遊びが中止になってしまうことがあり、子供たちは我慢するしかなくなってしまうこともあるのですが、何よりも健康・安全には替えられませんからね。そこは厳しく指導していきたいと思います。部活動はそれ以上に激しい運動もありますからね。
教育長	その他、御質問等ございませんか。
教育長	よろしいですか。それでは、採決に移ります。議案第３号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第３号については、原案のとおり可決されました。
	（７）報告事項１　「ラーケーション」について
教育長	続いて、報告事項１「ラーケーション」についてです。事務局から説明をお願いします。
	（指導課長　報告事項１について説明）
教育長	各学校で、この日はラーケーションとしてお休みを取らないでいただきたい日が上がってきたようですが、今、課長からあったように、いわゆる国とか県とかの学力調査の日であるとか、学校の定期テストの期間を除いてということで調整しているところです。報告事項１について、御質問等がございましたらお願いいたします。
根本委員	確か発端は愛知県でしたっけ？愛知県から始まって、その県に広めていくといった感じだったと思うのですが、学校でも児童や生徒間で金銭的に格差が生じるうんぬんということで愛知県であっても、確か名古屋市だけまだ実施を決めていないと聞いた記憶があります。そういったことが保護者から質問が出たときには委員会としては、どのような形で答えられますか。
指導課長	家庭間の格差においてということですか。
教育長	こういうものを用意したけれど、一方では有効に使って家族で色んな体験学習に出かけたり、なかなか経済的に出来ない家庭もあるといったところですかね。
根本委員	例えば、ディズニーランドに行きましたよという家庭があったり、経済的余裕がないよということが今後、予想されなくはない。名古屋市では、そういったこともあり、まだ踏み込めていないということですが龍ケ崎市はいかがでしょうかね。
指導課長	これまでも家族等で体験学習だったり、いわゆる旅行であったり、家事都合による事故欠扱いで欠席だったものが、まずそこが欠席ではなくなり、安心して家族で体験学習に臨める機会を確保するということが第一の目的にあるので、そこは優先していきたいと思います。そのうえで、そういった格差ということなんですが、子どもたちの中ではあくまでも家族と過ごす時間でありますので学校の中で、誰がど

	こに行ったとか披露するものではないので、あくまで家庭の申請によって行うものですので、質問があった時には配慮しながら、かつ体験的な学習を確保するということを優先に、本市でも実施していくということでご理解いただけるように説明を行っていきます。
根本委員	ありがとうございます。そうすると、例えば資料にあるように将来について、お家の人に話してみようという項目がありますけど、出かけなくても良いということですか。ということは、普段はお家の人がいないからゆっくり話せないけれども今日は仕事が休みなので、学校に行かないでお家の人と将来のことをゆっくり話してみようということも可能であるということですか。
指導課長	可能です。校外というのは家庭や地域ということであくまでも外に出るということばかりではないので、家庭内で過ごすことも可能です。
教育長	よろしいでしょうか。
根本委員	はい。
教育部長	直接のお答えにはならないかもしれませんが、これまでも夏休みとか冬休みに家族でお出かけしたりしているわけですよね。そういったことを考えてみると、あそこの家は行ったとか、あそこの家は行ってないとかあったとは思うんですよね。丁寧に指導課で説明してもらうとか、学校でお答えしてもらうとか臨機応変な対応をしていければなと。
根本委員	あくまでも可能ですよということで義務ではないということですからね。
教育長	今、部長がおっしゃったことを実は私も話そうと思っていました。学校現場にいると夏休みが終わると絵日記なんかを廊下に掲示するんですね。そうすると沖縄に行ったとか、ハワイに行ったとか、家庭で花火をやったとか色々な絵日記があるんですけど、それを見ると色んな差を感じるなというところではあります。子供たちも一番みんなに自慢したいことを書いてくると思うんです。すごい差を感じることがあって、これをみんなの前に張り出すのはどうなのかなと思うように見たことがあります。恐らく、根本先生も同じような思いなのかなと。
根本委員	夏休みだとまだいいのですが、わざわざ学校がある時に休んで出かけたという特別感といいますか、そういったことが今後なにか出てこないといいなという気持ちがするものですから。
教育長	ラーケーションという名前が出てくる前から、事故欠扱いで出掛けた子供にどうしたのか聞いてみると、お父さんがお休み取れたからという子がいたりして、それに対してああだこうだと言った記憶はありませんので、今度はそれが色々書面を提出したり、どんなことを学んだのか書かせることが、ちょっと難しいのかなと思うのですが、どうなんでしょうかね。
指導課長	一応、お家で話し合ってもらって書いてもらう計画書はあるのですが、学校に提出する必要はないと本市では定めています。
教育長	その他にいかがでしょうか。
教育長	それでは本日の議事は以上ですので、これで閉会したいと思います。最後に、事務局から連絡事項がございます。
教育総務課長	連絡事項の前に先程、教育長報告でありました第１回目の（仮称）長山中学校区義務教育学校開校準備会の内容について、ご説明します。当日は、松葉、長山小中

	学校の保護者の代表者が８名、地元の方の代表者ということで松葉、長山地区の協議会、コミュニティーセンターの代表者３名、松葉小、長山小、長山中の校長先生と教頭先生の６名の方々に開校準備会における今後の協議事項の説明のあとに今後どのような形で校名を決めていったら良いのか意見交換を行ったところであります。つくば市の義務教育学校に赴任されていた先生方３名から校名の決定の経緯などをお話いただきました。次に保護者の皆様全員から意見をいただきました。校名に義務教育学校と付くのは堅苦しいので学園や小中学校が良いのではないか、松葉と長山の統合なので長山だけ残すのはどうかと思う、子供や保護者の意見を反映させてアンケートを行うのが良いのではないか、北竜台学園も良いのでは、松葉・長山地区からの公募が良いのでは、親しみやすい校名が良い、長山の地にある学校なので長山も良いが、松葉の方に合意がもらえるような校名が良い、幅広く募集した方が良い、地名に関連した校名が良い等の意見が出ました。意見を総括すると公募が良いのではということで、御了承いただきました。次回は７月２日に第２回の開講準備会を開催いたしまして、公募についての募集方法、応募資格、応募基準、どのように周知したら良いか等の具体的な公募方法について御意見を頂戴していく予定です。ご報告は以上です。
教　育　長	ありがとうございます。事務局お願いいたします。
事　務　局	次回以降の会議の日程についてお知らせします。６月は、６月２６日（水）午後２時から予定しています。なお、当日３時から学校長会と教育委員会との意見交換会も予定しています。７月の定例会については、７月２４日（水）午後２時から予定しています。よろしくお願いいたします。
教　育　長	それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。 【議決事項】 議案第１号　龍ケ崎市学区審議会への諮問について 議案第２号　龍ケ崎市文化財保護審議会委員の任用について 議案第３号　龍ケ崎市地域クラブ活動ガイドラインについて 【会議録調製年月日】 令和６年５月２９日 【会議録調製者】 龍ケ崎市教育委員会事務局　教育総務課　係長　松田　麻紀子 龍ケ崎市教育委員会会議規則第１５条及び第１６条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。 教育長　　大　古　輝　夫

情 報 公 開	公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ケ崎市情報公開条例第９条　号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年　　月　　日